

III 資料

沿革

昭和22年 4月19日	大正8年勅令第13号の一部改正により本学に法文学部が設置され、北海道帝国大学講座令の一部改正により法文学部に法律学5講座、政治学1講座（関係分）が設置された。
同 日	法文学部に法律学科、政治学科（関係分）を設置した。
9月 1日	開講
9月30日	政令第204号により官制の改正が行われ、北海道帝国大学は、北海道大学と改称された。
昭和23年 9月14日	文部省令第17号をもって北海道大学講座に関する省令が公布され、法文学部に法律学5講座（関係分）が増設された。
昭和24年 5月31日	法律第150号をもって国立学校設置法が公布され、学校教育法による国立の大学として新たに北海道大学（法文学部）が設置され、同時に従前の規程による北海道大学（旧制）は北海道大学（新制）に包括された。
6月 1日	新制大学に適用する北海道大学通則、法文学部規程を制定した。
同 日	法文学部に、法律学科、政治学科（関係分）が置かれた。
6月22日	法文学部に法律学2講座（関係分）が増設された。
昭和25年 3月31日	法律第51号をもって、国立学校設置法の一部が改正され、法文学部が文学部、法経学部に分離された。
4月 1日	法経学部に法律学12講座、政治学1講座（関係分）が置かれた。
同 日	法経学部規程が制定された。
同 日	法経学部に法律学科（関係分）を設置した。
昭和28年 3月25日	旧制最終の学部学生及び新制最初の学部学生の卒業式を挙行した。
3月26日	法律第25号をもって国立学校設置法の一部が改正され、北海道大学に新制大学院が設置された。
3月31日	政令第51号をもって、国立学校設置法第3条の第2項の規定に基づき国立大学の大学院に置く研究科の名称および課程を定める政令が制定され、北海道大学大学院に法学研究科が設置され、4月1日から施行する旨公布された。
4月 1日	文部省令第9号をもって学校教育法第68条第1項の規定に基づき、学位規則が制定された。
同 日	北海道大学学位規程の一部を改正し、本学において授与する学位の中に法学博士を追加した。
同 日	北海道大学大学院委員会規程、北海道大学大学院通則、法学研究科規程を制定した。
5月13日	文部省告示第41号をもって北海道大学大学院の各研究科に置かれる専攻の名称及び課程が定められ、法学研究科に民事法専攻（修士課程）が置かれた。
6月24日	スラブ研究室規程を制定した。
7月28日	法律第88号をもって国立学校設置法の一部が改正され、従来の法経学部が法学部、経済学部に分離し、8月1日から施行する旨公布された。

8月 1日	法経学部規程を廃止し、法学部規程を制定した。
同 日	法学部に法律学科を設置した。
同 日	法経学部分離に伴い法学部に法律学 1 2 講座、政治学 1 講座が置かれた。
昭和30年 7月 1日	文部省令第 13 号をもって国立大学設置法施行規則の一部が改正され、学部所属の教育施設として新たに法学部スラブ研究施設が設置された。
同 日	法学部附属スラブ研究施設規程を制定し、スラブ研究室規程を廃止した。
8月 3日	文部省告示第 81 号をもって国立大学の大学院に新たに置く専攻の名称および課程が定められ、北海道大学大学院の法学研究科に民事法専攻（博士課程）が設置された。
昭和33年 3月31日	大学院法学研究科に公法専攻が増設された。（昭和33年度開設）
昭和36年 4月 1日	文部省令第 8 号をもって法学部に刑事訴訟法講座が加えられた。
昭和37年 3月31日	文部省令第 11 号をもって法学部に政治学講座が加えられた。
昭和38年 6月14日	法学部創立 10 周年記念式典を挙行した（法経学部よりの分離独立を起点）。
昭和39年 4月 1日	文部省令第 12 号をもって法学部に商法講座が商法第 1 講座に改められ、商法第 2 講座が加えられた。
昭和41年 4月 1日	文部省令第 23 号をもって法学部に政治思想史講座が加えられた。
昭和42年 4月 1日	文部省令第 3 号をもって法学部に国際私法講座が加えられた。
昭和43年 4月 1日	文部省令第 17 号をもって法学部に行政学講座が加えられた。
昭和47年 5月 1日	文部省令第 33 号をもって法学部に経済法講座が加えられた。
昭和49年 4月 1日	文部省令第 7 号をもって法学部の「法律学科」が「法学課程」に改められた。
4月11日	文部省令第 13 号をもって法学部にその教育および研究の推進に資するため、当該学部に置かれる講座を基礎とする教育部及び当該学部に専ら研究を行うために置かれる部門を基礎とする研究部が置かれた。
同 日	文部省令第 14 号をもって法学部法学課程に公法、民事法、刑事法及び政治学の各講座が、それぞれ新設された。なお、憲法、民法第一及び比較法の各講座は同日付けで廃止され、これら以外の各講座は、当分の間経過措置として存続する。
同 日	法学部研究部に比較法の部門が新設された。
昭和50年 4月 1日	文部省令第 16 号をもって法学部法学課程に社会法、基礎法学に各講座がそれぞれ新設された。なお、行政法、刑法、刑事訴訟法、商法第一、商法第二、社会法、経済法、法律史および政治史の各講座は同日付けで廃止され、これら以外の各講座は、当分の間経過措置として存続する。
同 日	法学部研究部に法史学の部門が新設された。
昭和51年 4月 1日	国際法、民法第二、民事訴訟法、政治学及び行政学の各講座は同日付けで廃止され、これら以外の各講座は、当分の間経過措置として存続する。
同 日	法学部研究部に法社会学の部門が新設された。
昭和52年 4月 1日	国際私法、法哲学及び政治思想史の各講座は同日付けで廃止された。
同 日	法学部研究部に法哲学の部門が新設された。
10月 1日	法学部創立 30 周年記念式典を挙行した（法文学部に法律、政治学科設置を起算点）。

昭和53年 4月 1日	文部省令第10号をもって国立学校設置法施行規則の一部が改正され、法学部スラブ研究施設が廃止され、新たに北海道大学スラブ研究センターが設置された。
昭和56年 3月	法学部研究棟の増築工事が完成した。
昭和62年 4月 1日	研究部の一部が改組され、「政治学部門」が設置された。
6月13日	法学部創基40周年・改組10周年記念式典を挙行した。
平成 7年 4月 1日	学部一貫教育体制（学部別学生編成）が実施された。
平成 9年 9月 1日	法・文・経済学部総基50周年記念事業が実施された。
平成12年 4月 1日	大学院重点化により法学研究科・法学部へ改組された。
同 日	法学研究科附属高等法政教育研究センターが設置された。
平成16年 4月 1日	法科大学院（法学研究科法律実務専攻）が設置された。
平成20年 4月 1日	情報法政策学研究センターが設置された。
平成27年 3月31日	情報法政策学研究センターが廃止された。

北海道大学通則

平成7年4月1日

海大達第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 北海道大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、平和的民主的な国家社会の形成に寄与することを目的とし、かつ、最高の教育機関として国家社会の向上を図り、もって人類の永遠の平和と福利に貢献することをその使命とする。

(学部及び学科又は課程)

第2条 本学に、次の学部及び学科又は課程を置く。

文学部 人文科学科

教育学部 教育学科

法学部 法学課程

経済学部 経済学科、経営学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物学科、地球惑星科学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 薬学科、薬学科

工学部 応用理工系学科、情報エレクトロニクス学科、機械知能工学科、環境社会工学科

農学部 生物資源科学科、応用生命科学科、生物機能化学科、森林科学科、畜産科学科、生物環境工学科、農業経済学科

獣医学部 共同獣医学課程

水産学部 海洋生物科学科、海洋資源科学科、増殖生命科学科、資源機能化学科

2 各学部の学生の収容定員は、別表のとおりとする。

(共同教育課程)

第2条の2 前条第1項の学科又は課程のうち、獣医学部共同獣医学課程は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第43条第1項の共同教育課程とし、本学及び帯広畜産大学が共同して教育課程を編成するものとする。

(現代日本学プログラム課程)

第2条の3 本学に、第46条に規定する外国人留学生のための学位プログラムとして、現代日本学プログラム課程（以下「現代日本学プログラム」という。）を置く。

(学部への進級)

第3条 本学に入学した第1年次の学生に係る修学指導、学籍管理等については、国立大学法人北海道大学高等教育推進機構（以下「機構」という。）において行うこととし、第1年次において所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した学生は、前条第1項に掲げる学部に進級するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現代日本学プログラムの第1年次の学生に係る進級は、別に定めるところによる。

3 第2年次以降に所属する学部、学科等の決定は、別に定めるところによる。

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

第2章 学部

第1節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

　第1学期 4月1日から9月30日まで

　第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学部、機構及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは、前項に定める各学期の開始日及び終了日を変更することができる。

4 学部、機構及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは、第2項に定める各学期を分けて、授業を行う期間を定めることができる。

(休業日)

第6条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

　日曜日及び土曜日

　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

　春季休業日

　夏季休業日

　冬季休業日

2 前項の春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、学部、機構及び現代日本学プログラムにおいて別に定める。

3 臨時の休業日は、その都度総長が定める。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程にあっては、6年とする。

(在学年限)

第8条 在学年限は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程にあっては、12年とする。

2 学部（第1年次の学生にあっては、本学）及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等において在学することのできる年限を定めることができる。

第3節 入学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めから1月以内とする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第11条 前条に規定する者で入学を志願するものは、所定の期日までに、別に定める書類に第35条第1項第1号に規定する検定料を添えて提出しなければならない。

(入学試験)

第12条 前条に規定する入学出願手続を行った者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験については、別に定める。

(入学)

第13条 前条に規定する入学試験を受験した者に対して、総長は、北海道大学入学者選抜委員会の議を経て、合格及び不合格の決定を行う。

2 前項の規定により入学試験に合格した者で、所定の期日までに、別に定める書類を提出したもののうち、第35条第1項第2号に規定する入学料を納付した者又は第36条第1項の規定により入学料の免除若しくは第2項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者に対して、総長が入学を許可する。

(編入学等の資格及び時期)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、学部及び現代日本学プログラムにおいて選考し、当該学部の教授会（現代日本学プログラムにあっては、現代日本学プログラム課程運営委員会。第15条第1項において同じ。）の議を経て、総長が入学を許可することができる。

- (1) 本学の中途退学者で、再び同一の学部に入学を志願する者
 - (2) 他の大学に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に14年以上在学し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、入学を志願する者
 - (3) 本学若しくは他の大学を卒業した者又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、入学を志願する者
 - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、入学を志願する者
 - (5) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、入学を志願する者
 - (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、入学を志願する者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。以下同じ。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）で、入学を志願する者
- 2 前項に規定する者のほか、他の大学に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に13年以上在学し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、法学部の第2年次に入学を志願する者については、法学部において、選考の上入学を許可することができる。
- 3 第1項の入学を許可する場合においては、第9条の規定にかかわらず10月に入学させることができる。

(転入学)

第15条 他の大学から本学に転入学を志願する者がある場合は、欠員のあるときに限り、学部及び現代日本学プログラムにおいて選考し、当該学部の教授会の議を経て、総長が入学を許可することができる。ただし、当該学部に別段の定めがある場合は、欠員がないときであっても入学を許可することができる。

2 前項の規定により転入学を志願する者は、その際在学する大学の学部長又は学長の許可証を願書に添えなければならない。

(編入学等の入学出願手続等)

第16条 第11条及び第13条の規定は、前2条の規定により入学する場合に準用する。

(転部)

- 第16条の2 一の学部の学生であって他の学部に転部を志願する者がある場合は、欠員のあるときに限り、学部において選考の上、学部長が転部を許可することができる。ただし、当該学部に別段の定めがある場合は、欠員がないときにあっても転部を許可することができる。
- 2 前項の規定により転部を志願する者は、その際在学する学部長の許可証を願書に添えなければならない。

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第16条の3 本学は、本学、学部、学科又は課程及び現代日本学プログラムの教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部、学科又は課程及び現代日本学プログラムの専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第17条 教育課程は、次に掲げる授業科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 教養科目
 - (2) 基礎科目
 - (3) 専門科目
 - (4) 国際交流科目
- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目区分として日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
- 3 第1項第1号及び第2号並びに前項の授業科目区分の授業科目のうち、複数学部の学生（第1年次の学生を含む。）を対象として共通の教育内容をもって開講される授業科目を全学教育科目（獣医学部共同獣医学課程においては、一般教養教育科目）と称する。
- 4 授業科目並びに授業科目の単位数及び履修方法に関し必要な事項は、学部及び現代日本学プログラムの定めるところによる。
- 5 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部及び現代日本学プログラムが定める時間の授業をもって1単位とする。
(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部及び現代日本学プログラムが定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部及び現代日本学プログラムが定める時間の授業をもって1単位とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 7 第3項の全学教育科目に関し必要な事項は、北海道大学全学教育科目規程（平成7年海大達第3号）の定めるところによる。
- 8 第1項第4号の国際交流科目に関し必要な事項は、北海道大学国際交流科目規程（平成9年海大達第50号）の定めるところによる。

(授業の方法)

第17条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高

度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第17条の3 学部、機構及び現代日本学プログラムは、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部、機構及び現代日本学プログラムは、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第17条の4 学部は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修科目登録の上限)

第17条の5 学部、機構及び現代日本学プログラムは、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 学部、機構及び現代日本学プログラムは、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の授与等)

第18条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他学科又は他学部における授業科目の履修)

第18条の2 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が他の学科又は他の学部の専門科目及び国際交流科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、学部の定めるところによる。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては、学部の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第19条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定の実施に当たっては、当該大学又は短期大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。

3 前2項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条の2 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の外国の大学における学修)

第19条の3 学部において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に外国の大学において学修した成果について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第19条第3項、前条第1項及び第28条第2項の規定により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定及び在学年数の取扱い)

- 第20条 学部において、教育上有益と認めるときは、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学及び短期大学において科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学部において、教育上有益と認めるときは、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に行った第19条の2第1項に規定する学修を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第19条第3項、第19条の2第1項、前条第1項及び第28条第2項の規定により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 本学における科目等履修生（大学又は短期大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位（学校教育法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により一の学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第1項の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案し、当該学部が定める期間を教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。）の議を経て、本学における在学年数に算入することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(編入学生等の既修得単位等及び在学年数の取扱い)

- 第21条 第14条及び第15条の規定により入学を許可された者の、入学前に本学、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程において学修した成果は、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 学部において、教育上有益と認めるときは、前項に規定する者が、入学前に行った第19条の2第1項に規定する学修（前項の規定を適用したものを除く。）を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において与えることのできる単位数については、前条第3項の規定を準用する。
- 3 第1項に規定する者の入学前の本学、他の大学、短期大学、高等専門学校、外国の大学若しくは短期大学又は専修学校の専門課程における在学年数については、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、本学における在学年数に算入することができる。

第5節 休学、転学、留学、退学、除籍及び懲戒

(休学)

- 第22条 学生が疾病その他の事由により2月以上修学できないときは、休学願に、疾病的場合は医師の診断書を、その他の事由の場合は詳細な事由書を添えて当該学部長（第1年次の学生にあっては国立大学法人北海道大学高等教育推進機構長、現代日本学プログラムの学生（第1年次の学生を除く。）にあっては現代日本学プログラム課程長。以下この節及び第40条第2項において同じ。）に提出し、許可を得てその学年の終わりまで休学することができる。

第23条 疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、当該学部長は、休学を命ずる。

(復学)

- 第24条 休学している学生が、休学期間にその事由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添えて当該学部長に提出し、許可を得て復学することができる。

(休学期間)

- 第25条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程にあっては、6年を超えることができない。

2 第8条第2項の規定は、休学期間について準用する。

(休学期間の取扱い)

第26条 休学期間は、在学年数に算入しない。

(他大学への転学)

第27条 学生が他の大学に転学を志願するときは、事由を記した書類を当該学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第28条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

- 2 第19条第2項及び第3項の規定は、留学の実施及び学修の成果の取扱いについて準用する。
- 3 留学期間は、在学年数に算入する。

(退学)

第29条 学生が退学しようとするときは、詳細な事由を記した退学願を当該学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する学生は、当該学部の教授会（第1年次の学生に係るものにあっては国立大学法人北海道大学高等教育推進機構学務委員会、現代日本学プログラムの学生（第1年次の学生を除く。）に係るものにあっては現代日本学プログラム課程運営委員会。次条及び第31条において同じ。）の議を経て、総長が除籍する。

- (1) 第8条に規定する在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき。
- (2) 欠席が長期にわたるとき、又は成業の見込みがないとき。
- (3) 第36条第5項、第7項又は第8項の規定により納付すべき入学料を納付しないとき。
- (4) 授業料の納付を怠り督促を受け、なお納付しないとき。

(復籍)

第30条の2 前条第4号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった授業料を納付して復籍の願い出があったときは、当該学部の教授会の議を経て、総長が復籍する。

- 2 復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第31条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学部の教授会の議を経て、懲戒する。ただし、同一の事由により懲戒すべき学生が複数の学部（現代日本学プログラムを含む。）にいるとき及び第1年次の学生が含まれるときは、当該学部の教授会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒する。

- 2 懲戒は、謹責、停学及び退学とする。

(停学期間の取扱い)

第32条 停学期間は、在学年数に算入しない。

(第1年次の学生に関する読み替え)

第32条の2 第18条の2から第20条まで及び第28条の規定は、第1年次の学生（現代日本学プログラムの学生を除く。）の授業科目の履修等について準用する。この場合において、第18条の2第1項、第19条から第20条まで及び第28条中「学部において」とあるのは「本学において」と、第18条の2第1項中「他の学科又は他の学部の専門科目及び国際交流科目」とあるのは「国際交流科目」と、同条第2項中「学部」とあり、第19条から第19条の3まで及び第20条第1項から第3項まで中「当該学部」とあるのは「本学」と読み替えるものとする。

(現代日本学プログラムの学生に関する読み替え)

第32条の3 第18条の2から第21条まで及び第28条の規定は、現代日本学プログラムの学生の授業科目の履修等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第18条の2第1項、 第19条第1項、 第19条の2第1項、 第19条の3第1項、 第20条第1項、 第20条第2項、 第21条第2項、 第28条第1項	学部において	現代日本学プログラムにおいて
第18条の2第1項	他の学科又は他の学部の専門科目及び国際交流科目	学部の専門科目及び国際交流科目
第18条の2第2項、 第18条の2第3項	学部	現代日本学プログラム
第19条第3項、 第19条の2第1項、 第19条の3第2項、 第20条第1項、 第20条第2項、 第20条第3項、 第20条第4項、 第21条第2項	当該学部	現代日本学プログラム
第20条第4項	一の学部	現代日本学プログラム
第20条第4項	教授会	現代日本学プログラム課程運営委員会
第21条第1項、 第21条第3項	当該学部の教授会	現代日本学プログラム課程運営委員会
第21条第1項	当該学部における	現代日本学プログラムにおける

第6節 卒業及び学位

(卒業)

第33条 本学に第7条に規定する年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、当該学部の定める卒業に必要な基準を満たした学部の学生に対しては、当該学部の教授会の議を経て、総長が卒業を認定する。

2 本学に第7条に規定する年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した現代日本学プログラムの学生に対しては、現代日本学プログラム課程運営委員会の議を経て、総長が卒業を認定する。

3 前2項の単位のうち、第17条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に124単位を超える単位の修得が必要な場合において、同項に規定する授業以外の方法により64単位以上を修得しているときは、この限りでない。

(早期卒業)

第33条の2 医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程を除き本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認められ、かつ、当該学部の定める卒業に必要な基準を満たした学部の学生に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、当該学部の定めるところにより、教授会の議を経て、総長が卒業を認定することができる。

2 本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認めた現代日本学プログラムの学生に対しては、前条第2項の規定にかかわらず、現代日本学プログラムの定めるところにより、現代日本学プログラム課程運営委員会の議を経て、総長が卒業を認定することができる。

(学位)

第34条 前2条の規定により卒業を認定した者に対し、総長が学士の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項は、北海道大学学位規程（昭和33年海大達第12号）の定めるところによる。

第7節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額)

第35条 本学における検定料及び入学料の額並びに授業料の年額は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 17,000円
- (2) 入学料 282,000円
- (3) 授業料の年額 535,800円

2 本学の入学者選抜において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額は、前項第1号の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

3 現代日本学プログラムにおける入学者選抜に係る検定料の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、5,000円とする。

4 第14条及び第15条に規定する編入学等及び転入学に係る検定料の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、30,000円とする。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第36条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の全額又は半額を免除することができる。

2 経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の徴収を猶予することができる。

3 第1項の規定により入学料の免除又は前項若しくは第6項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者に対しては、入学料の免除若しくは徴収の猶予が許可され、又は不許可とされるまでの間は、入学料の徴収を猶予する。

4 第1項の規定により入学料の免除又は第2項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が入学前に入学を辞退したときは、納付すべき入学料を納付しなければならない。

5 第1項の規定により入学料の免除又は第2項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が、入学料の免除の不許可若しくは半額免除の許可又は徴収の猶予の許可若しくは不許可を告知されたときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 前項の規定により入学料の免除の不許可又は半額免除の許可を告知された者は、所定の期日までに納付すべき入学料の徴収の猶予の申請をすることができる。

7 前項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が、徴収の猶予の許可又は不許可を告知されたときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

8 第3項の規定により入学料の徴収を猶予された者及び第5項又は前項の規定により入学料の徴収の猶予を申請し、その許可を告知された者が、当該猶予の期間中に退学を願い出たときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第37条 授業料は、各年度に係る授業料について、前期（毎年4月1日から9月30日までとする。以下同じ。）及び後期（毎年10月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）の2期に区分して納付するものとし、前期にあっては5月、後期にあっては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、総長が特に必要と認めた場合には、この項本文の規定による納付の時期を延期することができる。

2 納付期限は、別にこれを定める。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(休学者の授業料)

第38条 前期又は後期の全期間を通じて休学するときは、その期分の授業料を免除する。

2 前期又は後期の期間の全部又は一部の期間を休学するときの授業料の免除の取扱いについては、別

に定める。

- 3 休学により授業料を免除された者が前期又は後期の中途において復学したときは、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）に復学した日の属する月から当該前期又は後期の末日までの月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を乗じて得た額を、復学した日の属する月に納付しなければならない。

（学年の中途で卒業する者の授業料）

第38条の2 特別の事情により、学年の中途で卒業する者の授業料の額は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、卒業する月が10月以後であるときは、後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、学年の中途で卒業する者の授業料の取扱いについては、別に定める。

（退学者等の授業料）

第39条 前期又は後期の中途において退学し、又は退学を命ぜられ若しくは除籍された場合においては、別に定める場合を除き、これらの場合のいずれかに該当することとなった日の属する期に係る授業料を納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた期間中であっても、当該期間分の授業料を納付しなければならない。

（授業料の免除及び徴収の猶予）

第40条 経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除することができる。

- 2 前項に規定する授業料の免除の許可を受けようとする学生は、所定の期日までに、事由を付して当該学部長を経て総長に願い出なければならない。
- 3 授業料の免除を許可する学生は、各期ごとに定める。
- 4 第2項の規定により授業料の免除の許可を願い出た学生に対しては、授業料の全部若しくは一部の免除が許可され、又は不許可とされるまでの間は、授業料の徴収を猶予する。
- 5 授業料の免除を申請した学生が、免除の不許可又は一部免除の許可を告知されたときは、所定の期日までに、納付すべき授業料を納付しなければならない。
- 6 授業料の免除の許可若しくは第4項の規定による徴収の猶予（以下この項において「許可等」という。）を受けている学生の当該許可等を受けることとなった事由が消滅したときは、当該許可等を取り消すものとし、当該学生は、所定の期日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（検定料等の還付）

第41条 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

- (1) 本学の入学者選抜において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が、第1段階目の選抜で不合格となったとき 第35条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額
- (2) 大学入試センター試験を受けた者に対して行う本学の入学者を選抜するための試験において、検定料を納付した者が、当該試験の受験に必要な大学入試センター試験の科目を受験しなかったことが明らかとなったとき 第35条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額
- (3) 前期に係る授業料を納付したときに後期に係る授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに後期の全期間を通じて休学を願い出たとき又は退学し若しくは退学を命ぜられたとき 後期に係る授業料に相当する額
- (4) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、その年の3月31日までに入学を辞退したとき 当該授業料に相当する額

第8節 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、日本語研修生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第42条 本学において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者がある場合は、当該学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、聴講生として許可することができる。

- 2 聴講生に関する必要な事項は、北海道大学聴講生規程（平成7年海大達第21号）の定めるところによる。

(科目等履修生)

第43条 本学において一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする本学の学生以外の者がある場合は、当該学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する必要な事項は、北海道大学科目等履修生規程（平成5年海大達第32号）の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第44条 本学において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の学生がある場合は、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学部において、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 前項の規定によるものほか、「北海道地区国立大学における教養教育の単位互換に関する協定書（平成26年2月28日締結）」に基づき、本学において特定の全学教育科目を履修し、単位を修得しようとする北海道地区の他の国立大学の学生がある場合は、機構において、特別聴講学生として許可することができる。
- 3 前2項の規定によるものほか、本学において日本語、日本文化及び日本事情に関する特定の国際交流科目を履修し、単位を修得しようとする外国の大学の学生がある場合は、当該大学との協議に基づき、国際本部において、特別聴講学生として許可することができる。
- 4 前項の特別聴講学生は、日本語・日本文化研修生と称する。
- 5 第1項から第3項までの規定によるものほか、Hokkaidoユニバーサルキャンパス・イニシアチブにおいて実施するHokkaidoサマー・インスティテュートに係る国際交流科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の学生がある場合は、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、国際本部において、特別聴講学生として許可することができる。この場合において、外国の大学の学生に係る許可については、当該外国の大学との協議に基づかないものとする。
- 6 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 7 特別聴講学生に係る授業料の額は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程（昭和53年海大達第15号。以下「検定料等規程」という。）の定めるところによる。
- 8 特別聴講学生に係る授業料は、1単位ごとに、本学が指定する日までに納付しなければならない。ただし、特別聴講学生が北海道大学における特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料等の不徴収に関する規程（平成16年海大達第267号）に基づく学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 9 特別聴講学生に係る既納の授業料は、還付しない。

(日本語研修生)

第44条の2 本学において日本語教育プログラムを受講しようとする外国の国籍を有する者がある場合は、国際本部において、日本語研修生として許可することができる。

(研究生)

第45条 本学において特定の専門的事項について研究しようとする者がある場合は、当該学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関する必要な事項は、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。

(外国人留学生)

第46条 外国人であって第12条又は第14条の規定によらないで本学に入学を志願する者がある場合は、支障のないときに限り、外国人留学生（この条において「留学生」という。）として選考の上、総長が入学を許可することができる。

- 2 前項に規定する留学生として入学できる者の資格は、別に定める。
- 3 第1項の規定により入学を許可する留学生について、総長が特に必要と認めた場合には、入学料及

び授業料を徴収しないことができる。

4 留学生は、定員外とすることができます。

5 留学生には、本通則を準用する。

第2章の2 特別の課程

第46条の2 総長は、学校教育法第105条に規定する特別の課程として本学の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

第3章 教育職員免許

第47条 本学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する基礎資格を取得し、かつ、専門科目について所要の単位を修得した者は、同法に規定する教育職員免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項に規定する所要資格の取得方法及び取得することができる教育職員免許状の種類については、教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程（昭和51年海大達第29号）の定めるところによる。

第4章 公開講座

第48条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座講習料の額は、検定料等規程の定めるところによる。

3 公開講座講習料は、受講の申込みをするときに納付しなければならない。

4 既納の公開講座講習料は、還付しない。

(略)

附 則（平成24年4月1日海大達第19号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 農学部の農業工学科及び獣医学部の獣医学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、本学在学者及び平成24年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成25年10月15日海大達第107号）

この規則は、平成25年10月15日から施行する。

附 則（平成26年8月25日海大達第174号）

この規則は、平成26年8月25日から施行する。

附 則（平成27年4月1日海大達第44号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第33条第1項及び第33条の2第1項の規定（当該学部の定める卒業に必要な基準を満たした学部の学生に係る部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月25日海大達第228号）

この規則は、平成27年9月25日から施行する。

附 則（平成28年4月1日海大達第 号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）法学部関係分のみ

学部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員
法学部	法学課程	200	20	850

備考

- 1 学部及び学科又は課程の入学定員は、学生が第2年次に進級した場合の入学定員である。
- 3 法学部の編入学定員は、第2年次編入学定員10名及び第3年次編入学定員10名である。

北海道大学法学部規程

平成7年4月1日
海大達第6号

(趣旨)

第1条 北海道大学法学部（以下「本学部」という。）の教育課程等に関し必要な事項は、北海道大学通則（平成7年海大達第2号。以下「通則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 本学部は、法学及び政治学の最先端の研究に基づき、人間が社会を形成していくために必要な知識及び考え方を教授することにより、高度化し、多様化する社会における諸問題を解決する広い視野と能力を有する有為な人材を育成することを目的とする。

(課程及び履修コース)

第2条 本学部に、次の1課程を置く。

法学課程

- 2 法学課程に、履修上の区分として、次のコースを設ける。
 - 法専門職コース
 - 総合法政コース
- 3 前項に掲げるコースへの配属の時期は、第2年次第2学期とする。
- 4 学生は、所定の期日までに、コースの一を選択し、学部長に届け出なければならない。
- 5 学生は、第3年次第2学期又は第4年次第2学期に、選択したコースを変更することができる。
- 6 第3項から前項までに定めるもののほか、コースの配属及び変更に関し必要な事項は、学部長が定める。

(進級)

第3条 通則第3条第1項の規定により本学部の第2年次に進級後、本学部に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、全学教育科目42単位以上を修得した者を第3年次に進級させる。ただし、第11条第1項の規定により本学部の第2年次に編入学した者は、本学部に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、全学教育科目4単位以上を修得するものとする。

(在学年限)

第4条 本学部においては、第3年次進級までに4年（第1年次において在学した期間を含む。），第3年次進級以降に4年を超えて在学することはできない。

(授業科目及び単位)

第5条 授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する授業科目のほか、必要がある場合は、教授会の議を経て、臨時の授業科目（全学教育科目を除く。）を設けることができる。

(授業の方法)

第5条の2 授業は、講義又は演習により行う。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことがある。

(単位数の計算の基準)

第6条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。ただし、全学教育科目にあつては、北海道大学全学教育科目規程（平成7年海大達第3号。以下「全学教育科目規程」という。）の定めるところによる。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は22.5時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第7条 授業科目を履修するためには、学期の始めに、履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

(他学部履修等)

第8条 他学部の授業科目（全学教育科目を除く。）は、学部長及び当該学部長の許可を受けて履修することができる。

2 北海道大学国際交流科目規程（平成9年海大達第50号）に定める国際交流科目は、学部長の許可を受けて履修することができる。

3 第1項の規定により修得した単位については16単位、前項及び北海道大学の第1年次の学生に係る履修、修学等に関する規程（平成22年海大達第317号。以下「第1年次規程」という。）第6条の規定により修得した単位については合わせて8単位を超えない範囲で、それぞれ第15条に規定する専門科目の単位に算入することができる。

(他の大学又は短期大学における履修等)

第9条 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学若しくは短期大学の授業科目を履修し、又は外国の大学若しくは短期大学に留学することを認めることがある。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修した成果については、第1年次規程第7条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学部における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。ただし、前条第3項の規定により算入する単位があるときは、これと合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第9条の2 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第8条第3項、前条第2項本文及び第1年次規程第8条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により単位を与えることのできる学修の範囲、単位の認定方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(休学期間中の外国の大学における学修)

第9条の3 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に中に外国の大学において学修した成果について、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第8条第3項、第9条第2項本文、前条第2項及び第1年次規程第9条第2項の規定により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等)

第10条 本学部の第2年次に進級した者の、本学の入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条又は短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第17条に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果（第1年次規程第10条第1項の規定により第1年次において修得した単位とみなされたものを除く。）については、進級後の本学部における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 本学部の第2年次に進級した者の、本学の入学前に行った第9条の2第1項に規定する学修（第1年次規程第10条第2項の規定により第1年次において単位を与えられたものを除く。）を、進級後の本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第8条第3項、第9条第2項、第9条の2第2項及び前条第2項の規定により本学部において修得したものとみなす単位数並びに第1年次規程第10条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項の規定により履修したとみなすことのできる授業科目の範囲及び第2項の規定により単位

を与えることのできる学修の範囲並びにそれらの単位の認定方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

5 本学における科目等履修生（大学又は短期大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者の本学部に入学する場合における在学年数については、当該単位の修得により本学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第1項の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる単位数、その修得した期間その他必要と認める事項を勘案し、教授会の議を経て、本学部における在学年数に算入することができる。ただし、その期間は、2年を超えないものとする。

（編入学等）

第11条 本学部に通則第14条第1項及び第2項の規定により入学を志願する者又は通則第15条の規定により転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、総長が入学を許可することがある。

2 編入学等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

（転部）

第11条の2 本学部に通則第16条の2の規定により転部を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学部長が転部を許可することがある。

2 転部に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

（休学期間）

第12条 本学部においては、第3年次進級までに2年（第1年次において休学した期間を含む。）、第3年次進級以降に2年を超えて休学することはできない。

（試験）

第13条 授業科目の試験は、当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし、これによりがたい場合は、臨時に試験を行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、全学教育科目の試験については、全学教育科目規程の定めるところによる。

（成績）

第14条 授業科目の成績の評価は、A⁺、A、A⁻、B⁺、B、B⁻、C⁺、C、D、D⁻及びFのいずれかの評語を付すことにより行うものとし、A⁺、A、A⁻、B⁺、B、B⁻、C⁺及びCを合格とする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の成績の評価については、北海道大学の学士課程における授業科目の成績の評価に関する規程（平成27年海大達第49号）の定めるところによる。

【編注】平成27年3月31日に本学に在学する者及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者には、第14条は、次の規定が適用される。

第14条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

（卒業認定）

第15条 本学に4年以上在学し、本学部において、所定の授業科目を履修し、全学教育科目42単位以上及び専門科目90単位以上を修得し、かつ、学部長が別に定める卒業に必要な基準を満たした者について、教授会の議を経て、総長が卒業を認定する。

【編注】平成27年3月31日に本学に在学する者及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者には、第15条第1項は、次の規定が適用される。

第15条 本学に4年以上在学し、本学部において、所定の授業科目を履修し、全学教育科目42単位以上及び専門科目90単位以上を修得した者について、教授会の議を経て、総長が卒業を認定する。

2 前項の単位のうち、第5条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位数については、60単位を超えないものとする。ただし、同項に規定する授業以外の方法により64単位以上を修得しているときは、この限りでない。

（特別聴講学生）

第16条 本学部において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学若しくは短期大

学又は外国の大学若しくは短期大学の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生として許可することがある。

- 2 特別聴講学生は、学年又は学期ごとに許可する。
- 3 特別聴講学生に係る試験については、第13条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第17条 通則第46条の規定により入学を許可された外国人留学生は、定員外とすることができます。

(略)

附 則（平成24年4月1日海大達第49号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日海大達第54号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表の規定は、平成23年4月1日以降に本学の第1年次に入学した者であって、かつ、平成25年4月1日以降に第2年次に進級する者（以下この項において「平成25年度以降進級者」という。）及び平成25年度以降進級者の属する年次に入学する者について適用する。

附 則（平成27年4月1日海大達第103号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第14条、第15条第1項（学部長が別に定める卒業に必要な基準を満たした者に係る部分に限る。）及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日海大達第 号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の別表のうち全学教育科目の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

全学教育科目

(略)

専門科目

法専門職コース

区分	授業科目	単位	備考	
演習	演習 I	[2]	6単位以上を修得すること。	1 90単位以上を修得すること。 2 演習は16単位までを前項の単位数に算入することができる。この場合において、第3年次まで
	演習 II	[3]		
	演習 III	[6]		
選択必修科目A	憲法 I	4	8単位以上を修得すること。	
	民法 I	4		
	刑法 I	4		

選択必修科目B	憲法II	2	26単位（選択必修科目Aから12単位を修得した者にあっては、22単位）以上を修得すること。	に修得した単位については、10単位までとする。
	行政法I	4		
	行政法Ia	2		
	行政法Ib	2		
	行政法II	4		
	行政法IIa	2		
	行政法IIb	2		
	民法II	4		
	民法III	4		
	民法IIIa	2		
	民法IIIb	2		
	刑法II	4		
	商法I	4		
	商法II	4		
	商法IIa	2		
	商法IIb	2		
	民事訴訟法I	4		
	民事訴訟法Ia	2		
	民事訴訟法Ib	2		
	刑事訴訟法	4		
選択必修科目C	行政法III	2	16単位以上を修得すること。	
	行政法IV	2		
	国際法I	4		
	国際法II	4		
	国際法IIa	2		
	国際法IIb	2		
	民法IV	4		
	民法IVa	2		
	民法IVb	2		
	商法III	4		
	商法IIIa	2		
	商法IIIb	2		
	民事訴訟法II	4		
	民事訴訟法IIa	2		
	民事訴訟法IIb	2		
	知的財産法	4		
	知的財産法a	2		
	知的財産法b	2		
	国際私法	2		
	労働法	4		
	労働法a	2		
	労働法b	2		
	経済法	4		
	経済法a	2		
	経済法b	2		
	国際経済法	2		
	社会保障法I	2		
	社会保障法II	2		
選択必修科目D	法哲学	4	4単位以上を修得すること。	
	法哲学a	2		
	法哲学b	2		
	法社会学	4		
	法社会学a	2		

	法社会学b 法史学 I 法史学 I a 法史学 I b 法史学 II 法史学 II a 法史学 II b 比較法 I 比較法 I a 比較法 I b 比較法 II 比較法 II a 比較法 II b 法と経済学 I 法と経済学 II	2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 2 2 2	
選択必修科目E	アメリカ政治史 現代政治分析 ヨーロッパ政治史 比較政治 地方自治論 政治学 政治学a 政治学b 日本政治史 日本政治史a 日本政治史b 行政学 行政学a 行政学b 国際政治 国際政治a 国際政治b 西洋政治思想史 西洋政治思想史a 西洋政治思想史b アジア政治論 アジア政治史 行財政論 行財政論a 行財政論b 日本政治思想史 日本政治思想史a 日本政治思想史b	4 4 4 4 4 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 2 2 2	4単位以上を修得すること。
自由選択科目	実務特別講義 I 実務特別講義 II 専門外国語 外国語応用演習 エクスターンシップ 論文 特殊講義 I 特殊講義 II 特殊講義 III 国際特殊講義 I	[1] [2] [2] [2] 2 6 [1] [2] [4] [1]	

国際特殊講義Ⅱ	[2]		
国際特殊講義Ⅲ	[4]		
海外留学Ⅰ	[1]		
海外留学Ⅱ	[2]		
海外留学Ⅲ	[3]		
海外留学Ⅳ	[4]		

注1 単位の欄が「[]」となっている授業科目は、複数内容の授業で開講される授業科目であり、当該授業科目を複数履修することができる。

注2 授業科目のうち必要と認めるものは、コース配属前に開講する。

注3 4単位の授業科目と同一の名称にa又はbを付している2単位の授業科目は、当該4単位の授業科目と重複して履修することはできない。

総合法政コース

区分	授業科目	単位	備考
演習	演習Ⅰ	[2]	6単位以上を修得すること。 1 90単位以上を修得すること。 2 演習は16単位までを前項の単位数に算入することができる。この場合において、第3年次までに修得した単位については、10単位までとする。
	演習Ⅱ	[3]	
	演習Ⅲ	[6]	
選択必修科目A	憲法Ⅰ	4	8単位以上を修得すること。
	民法Ⅰ	4	
	刑法Ⅰ	4	
選択必修科目B	憲法Ⅱ	2	8単位以上を修得すること。
	行政法Ⅰ	4	
	行政法Ⅰa	2	
	行政法Ⅰb	2	
	行政法Ⅱ	4	
	行政法Ⅱa	2	
	行政法Ⅱb	2	
	国際法Ⅰ	4	
	国際法Ⅱ	4	
	国際法Ⅱa	2	
	国際法Ⅱb	2	
	労働法	4	
	労働法a	2	
	労働法b	2	
	社会保障法Ⅰ	2	
	社会保障法Ⅱ	2	
	経済法	4	
	経済法a	2	
	経済法b	2	
	国際経済法	2	
選択必修科目C	行政法Ⅲ	2	8単位以上を修得すること。
	行政法Ⅳ	2	
	民法Ⅱ	4	
	民法Ⅲ	4	
	民法Ⅲa	2	
	民法Ⅲb	2	
	民法Ⅳ	4	
	民法Ⅳa	2	
	民法Ⅳb	2	
	商法Ⅰ	4	
	商法Ⅱ	4	
	商法Ⅱa	2	
	商法Ⅱb	2	

	商法III 商法IIIa 商法IIIb 民事訴訟法 I 民事訴訟法 I a 民事訴訟法 I b 民事訴訟法 II 民事訴訟法 II a 民事訴訟法 II b 刑法 II 刑事訴訟法 国際私法 知的財産法 知的財産法a 知的財産法b	4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 4 2 4 2 2 2	
選択必修科目D	法哲学 法哲学a 法哲学b 法社会学 法社会学a 法社会学b 法史学 I 法史学 I a 法史学 I b 法史学 II 法史学 II a 法史学 II b 比較法 I 比較法 I a 比較法 I b 比較法 II 比較法 II a 比較法 II b 法と経済学 I 法と経済学 II	4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 2 2	8単位以上を修得すること。
選択必修科目E	アメリカ政治史 現代政治分析 ヨーロッパ政治史 比較政治 地方自治論 政治学 政治学a 政治学b 日本政治史 日本政治史a 日本政治史b 行政学 行政学a 行政学b 国際政治 国際政治a 国際政治b 西洋政治思想史 西洋政治思想史a	4 4 4 4 4 4 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2	8単位以上を修得すること。

	西洋政治思想史b アジア政治論 アジア政治史 行財政論 行財政論a 行財政論b 日本政治思想史 日本政治思想史a 日本政治思想史b	2 2 2 4 2 2 4 2 2	
自由選択科目	実務特別講義 I 実務特別講義 II 専門外国語 外国語応用演習 エクスターーンシップ 論文 特殊講義 I 特殊講義 II 特殊講義 III 国際特殊講義 I 国際特殊講義 II 国際特殊講義 III 海外留学 I 海外留学 II 海外留学 III 海外留学 IV	[1] [2] [2] [2] 2 6 [1] [2] [4] [1] [2] [4] [1] [2] [3] [4]	

注1 単位の欄が「[]」となっている授業科目は、複数内容の授業で開講される授業科目であり、当該授業科目を複数履修することができる。

注2 授業科目のうち必要と認めるものは、コース配属前に開講する。

注3 4単位の授業科目と同一の名称にa又はbを付している2単位の授業科目は、当該4単位の授業科目と重複して履修することはできない。